

学校法人越原学園 役員等の報酬等に関する規程

平成 12 年 4 月 1 日 制定

令和 2 年 4 月 1 日 最終改正

第 1 条 (趣旨)

学校法人越原学園の役員、評議員、理事長補佐、顧問（以下「役員等」という）の報酬、報酬以外の給与等に関しては、この規程の定めるところによる。

第 2 条 (役員等の範囲)

- 役員とは、寄附行為第 6 条の規定に基づく理事及び監事とし、次の各号の役員区分によるものをいう。
 - (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 常務理事
 - (4) 上記以外の常勤の理事
 - (5) 非常勤理事
 - (6) 監事
- 評議員とは、寄附行為第 24 条第 1 項の規定に基づく評議員をいう。
- 理事長補佐とは、理事会の議を経て理事長から委嘱され、理事長を補佐するものをいう。
- 顧問とは、理事会の議を経て法人顧問に選任され、理事長から委嘱されたものをいう。

第 3 条 (役員等の報酬)

前条各項に定める役員等の勤務に対して、原則として月額または年額により別表 1 に定める報酬を支給するものとする。

第 4 条 (交通費相当手当)

第 2 条第 1 項第 5 号から第 6 号及び第 2 項に定める役員等が、理事会、評議員会の開催日に出席した場合に対して、別表 2 に定めるところにより、交通費相当手当を支給するものとする。ただし、本学園の専任教職員以外の者に限り支給する。

第 5 条 (報酬支給の始期)

- 役員等の報酬は、発令の日から、これを支給する。
- 役員等の報酬が増額された場合には、増額された日から新たな額の報酬を支給する。

第 6 条 (報酬支給の終期)

- 役員等の地位を退いたときは、その日までの報酬を支給する。
- 役員等が死亡したときは、その月までの報酬を支給する。

第 7 条 (報酬の支給方法及び支給時期)

役員等の報酬は、報酬年額に対して、役員等の区分、時期に応じて、次の各号の定めるところにより、これを支給する。ただし、前条第 2 項の場合においては、その際、これを支給する。

- (1) 第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号および第 2 条第 3 項、第 4 項の役員等報酬は、報酬月額を支給
- (2) 第 2 条第 2 項の役員等報酬は、報酬年額を 6 月期及び 12 月期にそれぞれ 2 分の 1 額に分けて支給

第 8 条 (交通費相当手当の支給時期)

第 4 条に定める交通費相当手当は、理事会又は評議員会の開催日に出席したその都度支給する。

第 9 条 削除

第 10 条 (報酬の月割り計算)

第 5 条又は第 6 条第 1 項の規定により報酬を支給する場合においては、15 日以上 1 か月未満の端数については報酬月額を支給し、15 日未満は支給しない。

第 11 条 削除

第 12 条（役員退職金）

- 1 第 2 条第 1 項各号に掲げる役員が退職した場合は、退職金を支給できるものとする。
- 2 前項の退職金に関する規程は別に定める。

第 13 条（規程の改廃）

この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て、理事長が行う。

別表 1

役員等の報酬額表

役員等の区分 (規程第 2 条関係)		役員等の報酬月額または年額 (規程第 3 条関係)	報酬月額または年額の支給方法等 (規程第 7 条関係)
役員	理事長	1,000,000 円を上限として、 常務理事会で決定する。	左記報酬月額を毎月支給
	副理事長	950,000 円を上限として、 常務理事会で決定する。	
	常務理事	900,000 円を上限として、 常務理事会で決定する。	
	上記以外の常勤の理事	600,000 円を上限として、 常務理事会で決定する。	
	非常勤理事	500,000 円を上限として、 常務理事会で決定する。	
	監事	400,000 円を上限として、 常務理事会で決定する。	
評議員		100,000 円	左記報酬年額×1/2を6月期、 12月期に支給
理事長補佐		300,000 円を上限として、 常務理事会で決定する。	左記報酬月額を毎月支給
法人顧問		200,000 円を上限として、 常務理事会で決定する。	左記報酬月額を毎月支給

別表 2

交通費相当手当額表

交通費相当手当額 (規程第 4 条関係)	交通費相当手当の支給時期 (規程第 8 条関係)
3,000 円（一律）	理事会又は評議員会開催日に出席したときにその都度支給